

# 青森県報

第二千二百六十八号

平成十五年  
十二月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による施術者の指定	健康福祉課	一
保安林の指定解除予定	林政課	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	河川砂防課	一
右 同	同	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	同	二
都市計画事業の認可	都市計画課	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	経理課	三
証紙売りさばき人の指定	同	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	経営振興課	四
土地区画整理組合の理事の就任	都市計画課	四

## 告 示

### 青森県告示第八百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
工藤十郎	弘前市大字取上四丁目三の一	取上針灸整骨院	弘前市大字取上四丁目三の一	平成 一五・六・一八
高橋悟	八戸市類家四丁目五の二一	八戸長生館	八戸市類家四丁目五の二一	一五・一・一五
留目潮	八戸市根城四丁目八の一五	和楽堂治療院	八戸市根城四丁目八の一五	一五・一〇・二九
田名部洋子	八戸市石堂二丁目二九の二〇	田名部指圧センター	八戸市石堂二丁目二九の二〇	一五・一〇・二七

### 青森県告示第八百七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
北津軽郡市浦村大字相内字赤坂一〇五の一九、一〇六の二、一〇六の三
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

### 青森県告示第八百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び鯉ヶ沢県土整備事務所に

備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

湯舟三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱六号を結んだ線は町道安田橋小屋敷線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡鰺ヶ沢町	湯舟町	安田	一六一
二	"	"	若山	三の三二
三	"	"	"	三の三一
四	"	"	"	三の三八
五	"	"	安田	一六一
六	"	"	"	一六一

青森県告示第八百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

船橋急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標

柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱六号と標柱七号を結んだ線は町道市内一〇〇一八号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡野辺地町		寺の沢	一五の五
二	"		船橋	九の五七
三	"		"	九の六二
四	"		"	九の六一
五	"		"	九の六三
六	"		"	九の一〇〇
七	"		"	九の一四一

青森県告示第八百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十九年十二月二十七日青森県告示第九百七十七号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び鰺ヶ沢県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二十号を次のように改める。

二十 風合瀬急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱十三号を結んだ線は国道一〇一号左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡深浦町	風合瀬	上砂子川	一四五の二
二	"	"	"	一四四の八七
三	"	"	"	一四四の八七
四	"	"	"	一四四の八七
五	"	"	"	一四四の八七
六	"	"	"	一四四の八七
七	"	"	"	一四四の八七
八	"	"	"	一四四の八七
九	"	"	"	一四四の八六
十	"	"	"	一四四の八六
十一	"	"	"	一四四の八六
十二	"	"	"	一四四の八六
十三	"	"	"	一四四の八五

青森県告示第八百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画道路事業を平成十五年十二月十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）
- 三 事業施行期間  
平成十五年十二月二十二日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
青森県青森市大字浜田字玉川及び豊田地内

2 使用の部分  
なし

青森県告示第八百一十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年十月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 売りさばき人の住所及び名称  
上北郡野辺地町字野辺地三五の一  
有限会社浜中書店

青森県告示第八百一十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
上北郡野辺地町字野辺地三五の一  
濱中 隆三
- 二 指定年月日  
平成十五年十二月二十二日
- 三 売りさばき場所  
上北郡野辺地町字野辺地三五の一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュむつ新町店

むつ市新町二の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十五年十二月二十二日から平成十六年一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

土地区画整理組合の理事の就任

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、青森市大野土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所
川浪 榮二	青森市橋本三丁目二の一八
渡邊 兼治	青森市大字大野字玉島三六
高坂 純一	青森市大字大野字片岡二四の四
大坂 健藏	青森市浪打一丁目二の一三
平山 隆	青森市青葉二丁目二の一六
柴田 欽一	青森市大字安田字近野九二
櫻田 正行	青森市大字合子沢字松森四二

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭